



PwCベトナムニュースブリーフ

# 外国人に対する電子識別・認証 (eID) に関する更新事項

2025年7月

A decorative graphic consisting of two overlapping orange parallelogram shapes. The first shape is on the left, and the second shape is on the right, overlapping the first one.



# ご一読ください

以前の外国法定代表者に適用される電子識別・認証（eID）に関するニュースブリーフに続き、ハノイ、いくつかの地方入国管理局（ホーチミン市、ドンナイなど）は、eID申請の第一段階として7月1日から外国人に対するレベル2のeIDの登録手続きを開始しました。

---

# 主要なステップ

## 01

外国法定代表者は、地方入国管理局を直接訪問します。

## 02

eID申請書（政令69/2024/ND-CPに基づくフォームTK01）は、外国法定代表者によって記入され、署名される必要があります。

## 03

外国申請者は以下の要件を満たす必要があります。

- 有効なパスポートの保有
- 一時在留カード（TRC）の保有
- 申請者の名前で登録されたベトナムの電話番号の保有
- 電子メールアドレスの保有

現在ベトナムに居住していない外国人または一時在留許可証を所持していない外国人は、現時点ではレベル2のeIDを登録する資格がないことから、当局からのさらなる指示を待つ必要があります。

アップデートがあれば、次のニュースブリーフでお知らせします。



# お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

## ハノイオフィス :



**今井 慎平 / Shimpei Imai**  
ディレクター  
+84 90 175 5377  
shimpei.imai@pwc.com



**金原 悠也 / Yuya Kimpara**  
マネージャー  
+84 35 585 0051  
kimpara.yuya@pwc.com

## ホーチミンオフィス :



**杉本 有里 / Yuri Sugimoto**  
マネージャー  
+84 90 694 4533  
sugimoto.yuri@pwc.com



**武田 勇人 / Takeda Yuto**  
マネージャー  
+84 70 387 9788  
takeda.yuto@pwc.com



[www.pwc.com/vn](http://www.pwc.com/vn)